

郵便局データ活用の今後の取組について

「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」について

- 「信書の秘密」や個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、日本郵政グループの持つデータの有効活用を促進するため、2021年10月に設置、2022年7月に報告書を公表。
(座長：谷川 史郎 東京藝術大学社会連携センター 客員教授 座長代理：中村 伊知哉 iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長)

「郵便事業分野の個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正内容

- 「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当する情報であっても、情報を用いる利益が秘密を守る利益を上回る場合として、以下の3つを提供可能な事例として追記する。
 - 大規模災害等の緊急時に、被災者情報等を地方公共団体等に提供する場合
 - 国税又は地方税に関する調査協力要請に対して、滞納者の転居先情報を提供する場合
 - 弁護士会からの照会に対応する場合(弁護士会がDV・ストーカー・児童虐待と関連なしと認めた照会に限る。)
- 地方公共団体等から委託を受けて街路地図調査・空き家調査業務を行うに当たって留意すべき事項を追記する。

「郵便局データ活用ロードマップ」の内容

- 日本郵政グループのデータ活用と革新的なサービスの提供を一層促進するため、データ活用に向けた基本的な考え方や日本郵政・日本郵便の取組、総務省等が実施すべき施策等を社会に向け表明するもの。

日本郵政グループの取組

信頼の回復

- 内部統制の強化、リスク検知体制の確立
- データの適正な取扱いに向けた研修実施、マニュアル見直し等

データガバナンスの体制強化

- 「データガバナンスWG(仮)」を立上げ
- データ運用・管理体制の検討・整備等
- デジタル技術を活用した情報管理システムの構築等

業務効率化・適正化

- データドリブンの郵便・物流事業改革への投資(約3,000億円)
- テレマティクス端末Dcatによる効率化
- 自社活用に向けたデジタル地図の構築等

公的要請に応えるデータ活用の優先的推進

- 公的機関等との情報提供の運用体制の検討
- スマートシティ・地域実証事業への参画
- オープンデータ推進(郵便番号、郵便ポスト位置)等

新規ビジネスの段階的展開

- 集配車両等を活用した地図基礎情報の取得ビジネスの検討
- オプトインモデルの構築
- 本格的データビジネスの段階的な展開等

総務省の取組

- 郵便局データ活用アドバイザーボードの創設
- 郵便局データの提供を求める団体と日本郵政・日本郵便との協議の場の設定
- 郵便局データ活用に向けた地域実証の支援
- 郵政行政モニタリング会合等による監督の強化

郵便局データ活用の今後の取組について

これまでの取組

「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書（令和4年7月）

「郵便事業分野の個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正（令和4年7月）



郵便局の配達原簿・転居届の情報について、次の3つの場合に日本郵便が提供可能であることを明確化。

（「郵便物に関して知り得た他人の秘密」（郵便法第8条第2項）に該当する情報であっても、情報を用いる利益が秘密を守る利益を上回る）

- ・ 大規模災害等の緊急時に、被災者情報等を地方公共団体等に提供する場合
- ・ 国税又は地方税に関する調査協力要請に対して、滞納者の転居先情報を提供する場合
- ・ 弁護士会からの照会に対応する場合(弁護士会がDV・ストーカー・児童虐待と関連なしと認めた照会に限る。)

今後の取組

(1) 郵便局データの公的機関等への提供のための「協議の場」の設定（12月より順次）

検討事項

- ・ 標準的な**照会フォーマット**（統一的な様式、提供を求める具体的情報の明示 等）
- ・ 具体的な**申請手続**（受付窓口・審査体制）
- ・ 有料で提供する場合の金額設定

等

大規模災害等の緊急時における提供

代表的な市町村等と日本郵便・日本郵政

国税・地方税の調査協力要請に対する提供

国税庁と日本郵政・日本郵便

自治税務局と日本郵政・日本郵便

弁護士会照会に対する提供

日本弁護士連合会と日本郵政・日本郵便

(2) 郵便局データ活用アドバイザリーボードの創設（12月）

上記の協議について助言を行い、また、日本郵政・日本郵便のデータ提供体制などについて助言する有識者会合を創設。

協議の場における主な検討項目について

赤字: 弁護士会照会に特に該当するもの 青字: 災害に特に該当するもの	主な検討項目	(参考) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく転居情報開示
①照会を受ける窓口	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便本社（支社）か、郵便局か 	各地域の郵便局（旧住所の配達を受け持つ郵便局）が窓口
②照会方法	<ul style="list-style-type: none"> 書面による照会か、口頭による照会か 	書面による照会に限定
③フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便側が開示／非開示を外形的に判断できるような記載ぶりを設定する必要あり。 弁護士会照会については、「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適当と判断した旨を表示して発出した照会」である旨、照会書のフォーマットに記載する必要あり。 	国土交通省の事務連絡（令和2年3月3日）に照会書の作成例及び解説を添付
④提供するデータの範囲	<ul style="list-style-type: none"> 転居届には①届出年月日、②転送開始希望日、③旧住所、④転居者氏名、⑤引き続き旧住所に住む方の有無・人数、⑥事業所名、⑦新住所、⑧電話番号、⑨転居届提出者氏名、⑩転居者との続柄を記載。 報告書及びガイドライン解説には、「…提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない」とされており、提供するデータの範囲はどの程度か。 	⑦新住所、⑧電話番号を日本郵便から回答。
⑤料金を設定する場合の水準	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便がデータ提供に際して料金を徴収するか否か。する場合の水準は。 	無料
⑥提供に要する期間	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便がデータ提供に要する期間（特に、大規模災害等の緊急時には短期間での提供が必要となる可能性） 	1ヶ月程度（照会に不備がない場合）
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害等の緊急時に被災自治体において具体的に転居情報等を活用するユースケースの明確化 	—

(参考) 空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)に基づく転居情報開示のスキーム

1. 概要

- 2020年3月1日付「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正において、「郵便物に関して知り得た他人の秘密」（郵便法第8条第2項）に該当する情報であっても、情報を用いる利益が秘密を守る利益を上回る事例として、空家法に基づく照会が明示。
- 前項に基づく対応として、国土交通省・総務省と日本郵便本社で協議の上、照会のスキームを定め、現在も引き続き運用しているもの。（2020年3月3日国交省住宅局住宅総合整備課から自治体へ「事務連絡」発信により周知）

2. スキーム

受付窓口	照会対象住所（転送元住所）の配達を受け持つ郵便局
照会方法	書面による照会 ※口頭照会は不可 ※照会書の作成例を国交省から自治体へ周知
回答対象期間	転居届出日から1年間
日本郵便からの回答方法	書面送付

3. 照会書作成のポイント

①	文書番号を記載している	④	・転送先の情報を照会している。 ・照会対象住所及び対象者を特定している。 ・個別の郵便物に紐づく転居情報の照会となっていない。
②	照会者の所属、氏名の記載及び職印を押印している	⑤	・「特定空家等」に該当する状態であること及び指定理由を記載している。 ・生命・身体の保護を目的としていることを記載している。 ・同様情報を入手する代替手段がないことを記載している。
③	根拠となる法令名称及び条項を記載している	⑥	照会者の連絡先（住所・電話番号等）を記載している。

想定スケジュール

	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
郵便局データ活用 アドバイザリーボード	▲ 第1回 (12/1)			▲ 第2回			▲ 第3回	...
協議の場		災害関係		税関係		弁護士会照会関係	協議が調ったものから順次提供開始	...